

民生委員・児童委員の職務と委嘱手続き

1 民生委員について

民生委員は民生委員法に基づき、知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱することになっています。

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、福祉事務所等の関係行政機関に協力することとされています。

このような活動の他にも、自主活動として、民生委員・児童委員で組織される民生委員児童委員協議会を通じて、援助を必要とする者を支えるネットワークづくりの推進や地域住民によるボランティア活動への援助および育成、友愛訪問活動などそれぞれの地域に応じて福祉の増進を図る活動を行っており、民生委員・児童委員は地域福祉の充実に大変重要な役割を担っています。

2 児童委員について

民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼ねることになっています。

児童委員は、児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を目的として、その相談や支援を行うとともに、福祉事務所等の関係行政機関と連携し、その業務に協力することとされています。また、近年相談件数が増加している児童虐待についても、その予防や早期発見・早期対応、通告、保護、家族の再統合、子どもの自立支援、再発防止などあらゆる場面において、積極的な取り組みが期待されています。

3 主任児童委員について

主任児童委員は、児童委員活動をより一層推進するため、児童福祉の問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として、平成6年1月1日に設置されました。

平成13年12月には、児童虐待等の問題が急増するなど、児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、主任児童委員の活動の一層の活性化を図ることを目的に、主任児童委員が法律上明確に位置づけられました。その職務については、区域担当の児童委員と一体となり積極的な活動を行うほか、児童福祉に関する機関と連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされています。主任児童委員は、厚生労働大臣により児童委員のうちから指名され、身分的には地区担当の民生委員・児童委員と同様ですが、担当地区をもたず、民生委員児童委員協議会ごとに配置されることとなっています。

4 民生委員・児童委員の協力事項概要

関係法令および条文	協 力 事 項
生活保護法 第22条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	(1)要保護者を発見した場合には市町または福祉事務所へ連絡する。 (2)保護申請等についてその手続きを助言するとともに、福祉事務所へ連絡する。 (3)社会福祉主事の行う生活実態調査について手持ちの参考資料を提出する等、積極的に協力を行う。 (4)保護の要否等の決定は実施機関が行うが、必要に応じて参考意見を述べる。 (5)保護開始後の生活指導については、社会福祉主事(ケースワーカー)により行われるが、指導方針の決定に当たって参考意見を述べるとともに、その生活指導について協力する。 (6)保護の変更、停止または廃止の措置を必要とする事由が生じた場合やそのような措置を必要とする事由を発見したときは、市町、福祉事務所に連絡する。
児童福祉法 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。 第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活	(1)要保護児童を発見した場合には市町、福祉事務所、児童相談所等に通告する。 (2)知事または児童相談所長から依頼されたときは、児童またはその保護者を適切に指導する。 (3)里親の開拓に努め、希望者に対し必要な手続きなどを助言するとともに、児童相談所長または福祉事務所長からの依頼により当該家庭の調査を行う。 (4)都道府県知事からの立入調査の依頼があった場合は、これに協力する。 (5)知事または市町長から児童などの入所措置に要する費用の負担能力などについて意見を求められたときは、調査などして協力する。 (6)妊産婦の届出や保健指導を受けるように助言するとともに、制度の周知徹底を図る。 (7)児童手当の支給対象となる人がおられた場合は、すみやかに受給できるよう協力し、この制度の円滑適正な運営のため、市町との連絡協力を図る。 (8)地域における子育て支援の観点から、新たな児童福祉施設、特定非営利活動法人、社会福祉法人、子育てサークルなど、児童の健やかな育成活動を行うものと連携し、支援する。地域における子育て支援活動への積極的な参加を促すための健全育成の気運の醸成等に携わる。

児童福祉法	動を支援すること。 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。 第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。 3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。 4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委	
--------------	--	--

児童福祉法	嘱することができる。 第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第10条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。	(1)母子および父子ならびに寡婦福祉関係諸制度の周知や相談指導等に関して、福祉事務所長や母子・父子自立支援員と協力して適切に行う。 (2)児童扶養手当法に基づく申請者からの諸申立について事情聴取を行うとともにその内容について証明を行う。
老人福祉法	第9条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	(1)常に在宅要援護高齢者の実態把握に努めるとともに援助を必要とする高齢者の相談に応じ助言し、必要な情報提供その他の援助を行う。 (2)各種在宅福祉施策の実施および推進について、関係機関に協力する。 (3)地域で実施される、老人クラブ活動等の生きがいと健康づくり等の各種福祉施策の実施に協力する。 (4)老人ホーム入所措置対象者の相談に応じ、市町へ連絡する。
介護保険	第115条の46 7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支	(1)常に介護保険被保険者の実態把握に努めるとともに援助を必要とする被保険者の相談に応じ助言し、必要な情報提供その他の支援を行う。 (2)介護保険の実施および推進について、関係機関に協力する。

法	援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。	(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市町の担当課または地域包括支援センターへ通報する。 (2) (1)の通報にあたり、早い段階で発見し、その後の虐待を予防するため、虐待が行われていることが確定的かどうかを判断する必要はない。 (3) 高齢者虐待の防止と養護者に対する支援の重要性の理解を深め、高齢者虐待の防止や養護者支援のための国・自治体の施策に協力するよう努める。
身体障害者福祉	第12条の2 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	(1) 身体障害者手帳の交付、自立支援医療(更生医療)の給付、補装具の交付および障害者支援施設への入所等の支援が必要な身体障害者を見つけたときは、市町または福祉事務所に連絡する。 (2) 身体障害者またはその家族の相談に応じ、その援助を行う。 (3) 身体障害者の就職のあっ旋、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。 (4) 社会復帰している身体障害者についても、その生活意欲の一層の向上をはかるよう相談に応じたり必要な援助を

法		行う。 (5)身体障害者に対する更生援護の諸制度を住民にPRし、身体障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発活動に努める。
知的障害者福祉法	第15条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	(1)療育手帳の交付、障害者支援施設への入所等の支援が必要な知的障害者を見つけた場合には、市町または福祉事務所に連絡する。 (2)知的障害者またはその家族からの相談に応じ、その援助を行う。 (3)知的障害者の就職のあっ旋、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。 (4)福祉事務所が知的障害者を職親に委託する場合、その業務に協力する。 (5)知的障害者に対する援護の諸制度を住民にPRし、知的障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発に努める。
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	第6条 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。 第7条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。	(1)障害者虐待の防止と養護者に対する支援の重要性の理解を深め、障害者虐待の防止や養護者支援のための国・自治体の施策に協力するよう努める。 (2)虐待を受けたと思われる障害者を見つけたときは、速やかに通報する。 <通報先> ・養護者による虐待 →市町障害者虐待防止センター ・障害者福祉施設従事者等による虐待 →市町障害者虐待防止センター ・使用者による虐待 →市町障害者虐待防止センター または →県障害者権利擁護センター

	第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	第14条 民生委員法に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法に定める人権擁護委員、保護司法に定める保護司及び更生保護事業法に定める更生保護事業を営むものは、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。	(1)性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子を発見し、またはそれらの者について相談があったときは、婦人相談所の婦人相談員と協力して適切な保護更生を図る。
児童虐待の防	第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他	(1)児童虐待の早期発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。 (2)児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、その問題の所在、背景等を速やかに市町、児童相談所、福祉事務所に通告する。 (3)(2)の通告にあたり、その職務上知り得た事項で当該通告をした者を特定させるものを漏らさない。 (4)都道府県知事からの出頭要求等にかかる調査等および立入調査の依頼があった場合は、これに協力する。

止等に関する法律 児童虐待の防止等に関する法律	児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。 2. 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。 第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。	
---------------------------------------	--	--

児童虐待の防止等に関する法律	3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。 第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。	
----------------	--	--

※福祉事務所とは、各市福祉事務所のほか、町を所管する県健康福祉事務所をいいます。

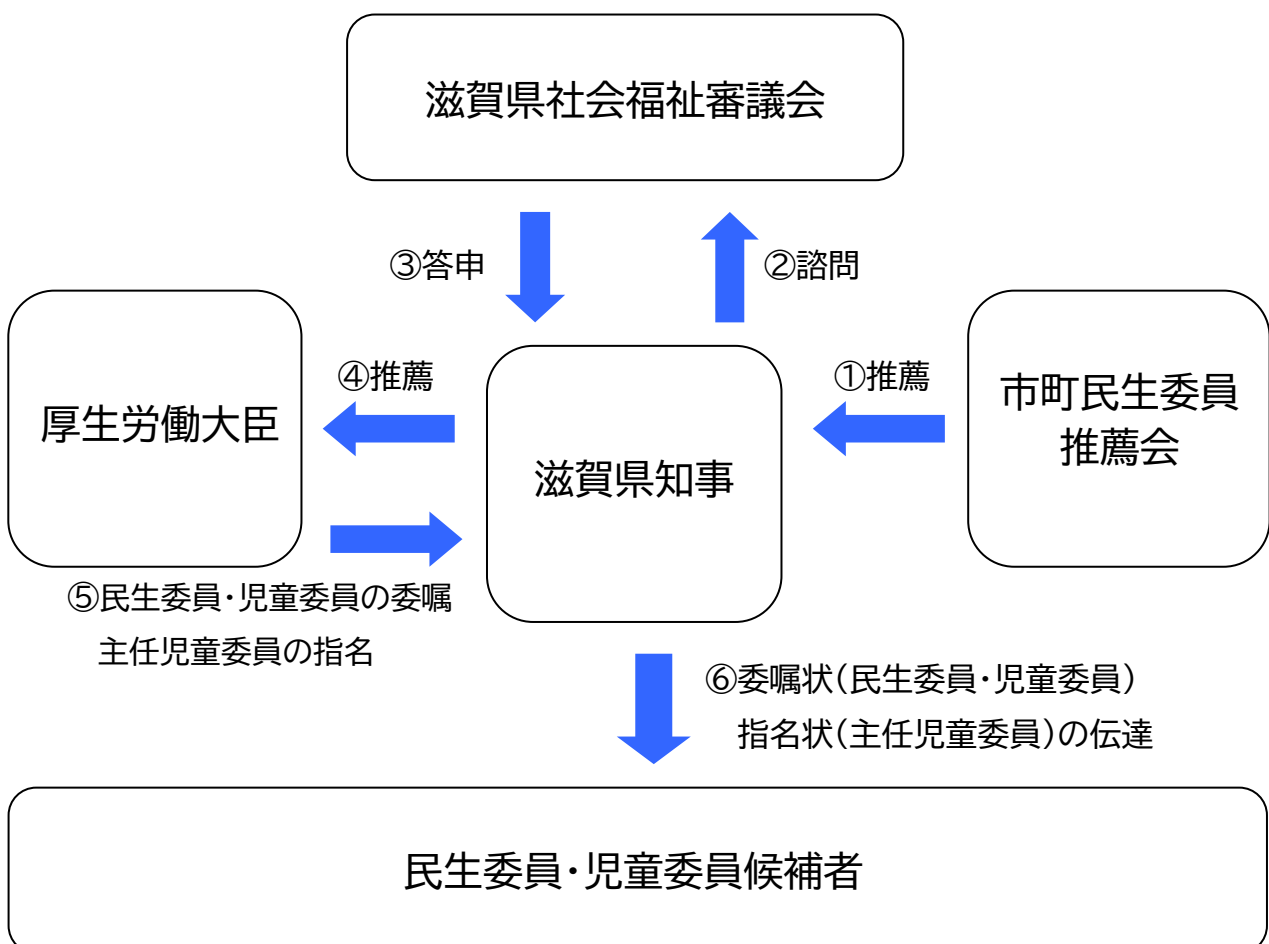
※児童相談所とは、県中央子ども家庭相談センター、県彦根子ども家庭相談センター、県大津・高島子ども家庭相談センター、日野子ども家庭相談センターをいいます。

※女性相談支援センターとは、県中央子ども家庭相談センターをいいます。

5 民生委員・児童委員の委嘱手続き

民生委員・児童委員の委嘱手続きは次のような流れで行われます。

- ① 民生委員・児童委員(主任児童委員を含む。以下同じ。)候補者は、各市町ごとに設置されている民生委員推薦会での審議を経て、推薦会から知事あてに推薦されます。
なお、知事への推薦は、各市町長を経由して行われます。
- ② 知事は、民生委員推薦会からの推薦を受けると、民生委員・児童委員候補者の適否について、滋賀県社会福祉審議会に設置されている民生委員審査専門分科会に諮問を行います。
- ③ 民生委員審査専門分科会での審議を経て、滋賀県社会福祉審議会委員長から知事あてに答申されます。
- ④ 知事は、この答申を受け、厚生労働大臣あてに民生委員・児童委員の委嘱推薦を行います。
- ⑤ 厚生労働大臣は、知事から委嘱推薦のあった候補者に対し民生委員・児童委員の委嘱を行います。また、児童委員のうちから主任児童委員を指名します。
- ⑥ 知事は、厚生労働大臣からの民生委員・児童委員の委嘱状と主任児童委員の指名状を伝達します。



令和7年度 民生委員・児童委員の一斉改選について

令和6年(2024年)12月25日

滋健福政第1515号

滋子家第1002号

各市町長あて 滋賀県健康医療福祉部長

滋賀県子ども若者部長

近年、急速に増加している高齢者人口に比例し、高齢者の単身世帯は増加の一途をたどっています。一方で、核家族化や都市化の進行等に伴い、子育ての孤立感や負担感の増大など、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は常に変化しています。

このような中、民生委員・児童委員には、地域の状況を適切に把握し、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って、援助を必要とする人への相談や情報提供、子育て家庭への援助や児童虐待の防止をはじめとする関係機関に協力いただくことが強く求められているところです。

また、災害時における要配慮者の迅速な支援につなげるため、平常時からの地域防災活動も期待されています。

さらに、平成27年4月に創設された生活困窮者自立支援制度においても、生活困窮者の発見や関係機関への「つなぎ役」として、また地域の「見守り役」等として大きな期待が寄せられているところです。

そのような社会情勢を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを推進するため、令和7年12月1日に実施する民生委員・児童委員の改選にあたり、本県における民生委員・児童委員制度を適切に運用し社会福祉の増進が一層図られるよう、下記について、特段の御配意をお願いします。

また、民生委員・児童委員の選任については、別添の昭和49年9月7日付け滋福第2216号滋賀県厚生部長通知「滋賀県民生委員・児童委員選任要領」により実施していただくようお願いします。

記

1 選任に当たっての一般方針について

社会福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢者、子ども、妊産婦等の福祉に対する理解と関心を深め、住民を地域で支援する地域福祉の推進を図ることや、保健・医療など関係分野との一層の連携を図ること等が重要な課題となっているため、民生委員・児童委員の選任に当たっては、これらの問題に十分な理解と熱意を有し積極的な活動を行える者の確保に努めるほか、特に次の点にも留意されますようお願いします。

- (1) 民生委員・児童委員の選任にあたっては、社会福祉に対する理解と熱意はもちろんのこと、地域の実情に精通し、民生委員・児童委員として将来にわたって積極的な活動が行えるよう、新たに選任する場合にはできる限り75歳未満(ただし、主任児童委員にあってはできる限り65歳未満)の者とするよう努めること。

(2)現在の民生委員・児童委員を再任する場合は、民生委員・児童委員を長年務めているから等の理由で安易に選任することなく、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績について、特に次に掲げる活動実績を把握し十分勘案することにより選任すること。

- ア 低所得者の実態把握と援助活動の実績(福祉票、児童票の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等)
- イ ひとり暮らし高齢者、ひとり親、新生児のいる世帯等の実態把握と援助活動の実績
- ウ 児童委員としての活動実績(児童および妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握および関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会(虐待防止ネットワークを含む。)への参画状況等)
- エ 福祉事務所、健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、その他関係機関の業務に対する協力状況
- オ 各種の報告の提出状況(民生委員・児童委員活動記録等)
- カ 民生委員児童委員協議会その他関係諸会合への出席状況
- キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力状況
- ク 災害時等の要配慮者援助活動状況
- ケ 共同募金、歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力状況
- コ 地域福祉のネットワークづくりに対する協力状況
- サ ボランティア活動振興のための活動状況

(3)子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待の増加等、子育て家庭や子どもを取り巻く問題は、複雑、多様化していることから、児童委員、主任児童委員としての活動が大変重要になってきており、子どもの健全育成等児童福祉に理解と熱意を有し、積極的な活動が期待できる者を選任すること。

特に主任児童委員については、地域の児童委員活動の推進役として児童委員と一体になって活動する立場であり、その点を踏まえ、適任者を選任すること。

(4)基本的人権に対する正しい理解と認識に基づいて活動することが基本になるので、人権問題の解決に理解と熱意を有し、個人の人格を尊重した活動を行える者を選任すること。

(5)民生委員・児童委員の選任が地域の役員の割り振りや交替などにならないよう十分留意すること。また、民生委員・児童委員の活動の趣旨や内容等について十分に理解していないために、委嘱後に辞任するといった事態を招くことのないよう、選任の際には、民生委員推薦会委員や民生委員・児童委員候補者をはじめとする住民に対し、民生委員・児童委員選任の趣旨や職務内容等を周知徹底すること。

(6)民生委員・児童委員は、その職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはならないものであり、また、担当区域内における議員活動は地域住民の誤解を招くおそれがあるので、議会議員との兼職は避けること。

- (7)地域住民から信望があり、住民が気軽に相談できる者が民生委員・児童委員としてふさわしいことから、賭博や詐欺などのような破廉恥罪等、民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のある者や、職務上知り得たことをみだりに他人に口外するなど個人のプライバシー保護について理解のない者、地域において住民とのトラブルを起こしている者またはそのおそれのある者を選任することのないように努めること。
- (8)民生委員・児童委員の活動は、地域の実情に即した活動の展開が望まれることから、選任に当たっては本通知および別記要領に留意の上、地域の実情等を加味した具体的な選任要領を定め、適任者の選出に努めること。
- (9)民生委員・児童委員の選任にあたっては、滋賀県民生委員・児童委員選任要領の改正により年齢要件が緩和されたものの、体調不良を理由に辞任される方も多いため、民生委員・児童委員としての職務を十分に行うことができる者を選任すること。

2 民生委員推薦会および民生委員推薦準備会について

民生委員・児童委員に適任者が得られるか否か、また民生委員・児童委員活動による社会福祉の増進がはかられるか否かについては、その推薦母体である民生委員推薦会がよくその任務を果たしているかどうかにかかっているため、特に次の点に留意されますようお願いします。

- (1)民生委員・児童委員を推薦する推薦会および推薦準備会の人選に当たっては、政治的利害その他の利害関係等により委員が選任されることのないよう、また、男女比が極端に偏ることのないよう、各分野から幅広く選任し、適任者の確保に十分留意するとともに、その運営についても適正に行うよう配慮すること。
- (2)推薦会および推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について十分周知徹底を図ること。
- (3)民生委員・児童委員の候補者の推薦を単に自治会に依頼し、その候補者を機械的に選任するというのではなく、真にふさわしい適格者の選任に努めること。また、自治会からの推薦にあたっては、役員会の開催等により地域住民の意見を反映したものとなるよう努め、特定の者の意見にのみよることのないよう留意すること。
地域によっては自治会からの推薦が困難な場合があることから、社会福祉協議会等の地域に根差した社会福祉事業を営む法人などに候補者推薦を働きかけるなど、主体的に関与すること。
なお、候補者の推薦にあたり地域の自治会等から推薦を求める、意見を聞く場合においては、民生委員・児童委員の選任の趣旨や職務内容等を十分に説明し、理解を得るようにすること。

3 民生委員・児童委員活動の住民への広報について

民生委員・児童委員活動が円滑に推進されるためには、地域住民に対する民生委員・児

童委員活動に関する周知と理解が不可欠なため、民生委員・児童委員が活動しやすいよう、「民生委員・児童委員の日」(5月12日)または同時期に実施される「民生委員・児童委員の日活動強化週間」等において各市町民生委員児童委員協議会により実施されるPR活動や、来年の「民生委員・児童委員の一斉改選」(12月1日)等を契機として、市町広報誌、市町ホームページ等を通じて効果的に住民へ周知をはかる等、民生委員・児童委員活動の広報について御配慮をお願いします。

4 民生委員・児童委員に対する情報提供について

- (1) 民生委員・児童委員活動は、その担当区域における、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、新生児のいる家庭等をはじめとした、援助が必要と考えられる世帯について把握することが求められますが、その情報の把握については、各民生委員・児童委員自らの活動によることに加えて、市町が保有する情報の提供が適宜行われる必要があります。特に、災害時における要配慮者の迅速な安否確認や避難支援については、平常時からの民生委員・児童委員活動が重要な役割を担うことと考えられるため、市町における災害時の避難支援プランの策定等をはじめとした災害時要配慮者支援にかかる関連施策の推進等において要配慮者に関する情報共有を図り民生委員・児童委員活動等との連携を一層深めることが必要です。

これらの状況と、市町個人情報保護条例の規定等を踏まえた上で、民生委員・児童委員が活動しやすいよう、民生委員・児童委員への情報提供が適切に行われるよう御配慮をお願いします。

- (2) 民生委員・児童委員に対し情報提供を行うにあたっては、提供される情報が住民の個人情報に該当する場合には、貴市町の個人情報保護条例等の規定に基づき、その提供範囲や提供方法等について、当該民生委員の担当区域に限る等、十分留意されるとともに、提供された個人情報が各民生委員・児童委員において適切に管理されるよう、提供時はもとより提供後においても個人情報の管理の徹底について継続的な指導をお願いします。

別記 滋賀県民生委員・児童委員選任要領

(昭和49年9月7日付け滋福第2216号本職通知)

主任児童委員選任要領

(平成13年11月30日付け雇児発第762号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)

滋賀県民生委員・児童委員選任要領

〔 昭和 49 年 9 月 7 日 滋福第 2216 号
各市町村長あて 滋賀県厚生部長通知 〕

改正	昭和 58 年 8 月 18 日	滋社第	711 号
〃	昭和 61 年 8 月 4 日	滋社第	910 号
〃	平成 8 年 8 月 30 日	滋社第	967 号
〃	平成 13 年 7 月 31 日	滋健福政第	1329 号
〃	平成 16 年 7 月 7 日	滋健福政第	1186 号
〃	平成 19 年 7 月 29 日	滋健福政第	1117 号
〃	平成 22 年 3 月 17 日	滋健福政第	447 号
〃	平成 27 年 3 月 5 日	滋健福政第	325 号
〃	令和 3 年 4 月 1 日	滋健福政第	377 号
〃	令和 7 年 3 月 10 日	滋健福政第	254 号
		滋子家第	212 号

第 1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第 2 民生委員・児童委員の資格要件

1. 民生委員・児童委員として適格な者

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、その資格要件については、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号、以下「法」という。）第 6 条に規定しているが、民生委員の本分（法第 1 条）、努力目標（法第 2 条）、職務内容（法第 14 条）、職務遂行上の心構え（法第 15 条）および職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第 16 条）の規定の趣旨の外、おおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、民生委員・児童委員として将来にわたって積極的な活動を行える者を選任するよう努めること。

なお、新たに選任する場合には、推薦を受ける者の意向を踏まえつつ、できる限り 75 歳未満の者（ただし、主任児童委員にあってはできる限り 65 歳未満）を選任するよう努めること。

また、現任の者を推薦する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績についても民生委員・児童委員活動記録等から具体的に検討して十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談できる者。
- (3) 児童および妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- (4) 健康であって、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができる者。

- (5) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行い、職務上知り得た個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができ、また人権問題を正しく理解し、解決のため積極的な活動ができる者。
- (6) 責任感が強く、民生委員児童委員協議会はもとより、地域における各種行事にも積極的に参加する者。
- (7) 積極的に自ら地域住民と接し地域の現状を把握しようとする行動力があり、かつ職務上知り得た個人情報適切に取り扱うことができる者。
- (8) 主任児童委員として推薦を受ける者は、本要領の「第2 民生委員・児童委員の資格要件」に該当し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「2 推薦の基準」（ただし（3）を除く）に該当する者であること。

2. 民生委員・児童委員として不適格な者

選任にあたって次の各号に掲げるような者を選ばないことはもちろんのこと、委嘱後において不適格な要件に該当すると認められた場合には、市町長は民生委員・児童委員に対して適切な指導を行うこと。

- (1) 本来の職業が多忙なため、または病弱等のために、民生委員・児童委員としての職務を十分に行うことができない者。
- (2) 破廉恥罪等民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のある者。（民生委員・児童委員の任期外の期間を含む。）
- (3) 民生委員・児童委員としての立場を自己の政治的目的、営業活動、宗教活動等に利用する恐れのある者。
- (4) 民生委員・児童委員として職務上知り得たことを、みだりに他人に口外する者、またはその恐れのある者。

第3 選任に関する留意事項

- 1. 地区住民に加えて、自治会等の住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉に関する事業や活動を行う法人、ボランティア団体、保健・医療・福祉および教育に関する事業者団体、職能団体等の関係団体にも周知し、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2. 各市町の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して適格者が得られるよう努めること。
- 3. 直接の関係者による推薦のみならず、関係団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、多様な人材の確保に努めること。

なお、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となるので留意すること。

第4 民生委員推薦会

- 1. 民生委員・児童委員に適任者が得られるか否か、また民生委員活動による社会福祉の増進がはかれるか否かについては、その推薦母体である民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）がよくその任務を果たしているかどうかにかかって

いるものであり、民生委員・児童委員の選考の際には、様々な分野から適任者を確保するように努めること。また、実質的な選考を自治会や町内会に任せる等、推薦会の機能が形式的にならないよう留意すること。

2. 市町長は、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう、積極的かつ具体的に推薦会委員を指導すること。なお、県においても、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務およびその運営方法について講習会を行う等の方法により指導を行うものとする。

3. 推薦会において民生委員候補者を推薦する際には、民生委員の地域での円滑な活動を推進する上から、地元自治会の推薦等も考慮することが望ましい。

4. 市町長が推薦会委員を委嘱するにあたっては、次の事項について特に留意すること。

(1) 政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。

(2) 人権問題に正しい理解を有する者を委嘱すること。

(3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

(4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。

(5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適任者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。

(6) 推薦会委員を民生委員・児童委員として推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。

(7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

(8) 推薦会委員が欠員となった場合はすみやかに後任を選任し委嘱すること。

5. 市町の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の事前審査を行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、準備会の構成は推薦会に準じるようにしたり、準備会委員に対する必要な知識を習得するための機会の提供を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。また、準備会の設置により推薦会が形骸化することのないよう留意すること。

6. 推薦会において主任児童委員候補者を推薦する際には、本要領の「第4 民生委員推薦会」の規定に留意し、かつ平成13年11月30日雇児発第762号社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」の別添「主任児童委員選任要領」の「3 推薦及び指名手続き」により行うこと。なお、推薦手続きに要する推薦書類様式および指名手続きについては、本要領の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」および「第6 民生委員・児童委員の解嘱」により行うこと。

7. 推薦会の運営に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 推薦会の会議は自主的に運営されるとともに、人選に当たっては、具体的な推薦基準を決め、かつ、適任者を調査するに足る資料や意見に基づいて行うこ

と。

- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には推薦順位を付けること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、推薦基準を満たさない者や、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員ならびに幹事および書記には議事に関して秘密を厳守させること。
- (4) 幹事および書記は、市町の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。

第5 民生委員・児童委員の委嘱

1. 推薦会が民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、市町長を経由すること。
2. 推薦会委員長は、民生委員・児童委員を推薦する場合は、民生委員・児童委員候補者推薦書（様式第1号）に民生委員・児童委員推薦調書（様式第2号）を添えて知事あて提出すること。
3. 推薦会委員長は、主任児童委員として民生委員・児童委員を推薦する場合は、主任児童委員候補者推薦書（様式第1—1号）に主任児童委員推薦調書（様式第2—1号）を添えて知事あて提出すること。
4. 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、辞令が交付されるが、辞令の伝達は知事が行う。また、主任児童委員の厚生労働大臣からの指名に係る辞令についても知事が併せて伝達を行う。
5. 主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員として指名する場合、または区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域の民生委員・児童委員にする場合は、民生委員・児童委員の解嘱の具申をすることなく、主任児童委員の指名または指名の解除について様式第4号を知事あて提出すること。
6. 民生委員・児童委員が委嘱されたときおよび主任児童委員が指名されたときは、地区住民に氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知すること。

第6 民生委員・児童委員の解嘱

1. 法第11条および第12条の規定は、任期中本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願出があった場合には市町長はこの規定にかかわらず解嘱の具申（様式第3号）をすることができる。
2. 市町長または推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1または第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して解嘱を知事に具申することができる。
3. 民生委員・児童委員として活動している市町（以下「転出前市町」という。）から別の市町に転出した場合は原則、解嘱事由となる。ただし、転出前市町において、居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努めるが、それが困難な場合であって、転出前市町または転出前市町の推薦会が、当該民生委員の活動地域の民生委員協議会等の意見を聴取したうえで、以下の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たし、職務を継続できると認める場合には、解嘱事由に該当しな

い。

その際、地域住民、他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないように、(4)および(5)について留意すること。

- (1) 転出後も近隣地域に居住していること。なお、原則隣接する市町とするが、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況等を勘案し、実際に職務を支障なく行えるかの観点を踏まえ総合的に判断すること。
- (2) 民生委員・児童委員として活動を継続する意思があること。
- (3) 担当区域における活動に支障がないこと。
- (4) 当該民生委員・児童委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。
- (5) 転出前市町は、一定期間経過後に、当該民生委員・児童委員の担当区域においての活動について必要に応じて検証を行い、取組の見直しを検討すること。

なお、この取扱いは、例外的に認める際の要件であることから、推薦会において、広く各方面から委嘱された多様な委員構成のもと、様々な視点から十分に検討を行うよう努めること。

4. 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行われ、辞令が交付されるが、伝達は知事が行う。また、主任児童委員の指名の解除にかかる辞令についても知事が併せて伝達を行う。

様式第 1 号

番号
年(年) 月 日

滋賀県知事

市町民生委員推薦会
委員長 氏 名

民生委員・児童委員候補者推薦書

下記のとおり民生委員推薦会を開催し、民生委員・児童委員候補者として別紙調書の者を推薦します。

記

- 1 推薦会開催年月日 年 月 日
- 2 推薦会開催場所
- 3 推薦人数 名 (個人別推薦調書 別添)
民生委員・児童委員定数 名
現 在 員 名

様式第 1－1 号

番号
年(年) 月 日

滋賀県知事

市町民生委員推薦会
委員長 氏 名

主任児童委員候補者推薦書

下記のとおり民生委員推薦会を開催し、主任児童委員候補者として別紙調書の者を推薦します。

記

- | | | |
|---|----------|----------------|
| 1 | 推薦会開催年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 推薦会開催場所 | |
| 3 | 推薦人数 | 名 (個人別推薦調書 別添) |
| | 主任児童委員定数 | 名 |
| | 現 在 員 | 名 |

様式第2号

民生委員・児童委員推薦調書

市町名

一連 番号	(ふりがな) 氏 名 生年月日	性別 年齢	住 所	職業	民生委員・児童 委員としての在 職年数	経歴大要	市町推薦会の意見		担当世帯数お よび担当地区 (町・字)
						現公職 および 役職	社会福祉に対する理解 と熱意、人柄、健康お よび地域住民の信望等	民生委員在職 中の活動実績 (再任の場合)	
1					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
2					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
3					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
4					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
5					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				

(記入上の留意事項)

1. 本表は必ず5欄(5名連記)とし、委嘱日時点で記入してください。
2. 経歴大要は、現在までの公職、役職等の大要を記入し、現公職、役職は、現在就任中の公職役職を記入してください。
3. 担当世帯数および担当地区は委嘱日以降本人が担当する世帯数、担当地区(町、字)を記入してください。
4. 職業欄は、次の職業名で記入してください。
 - ・ 社会福祉事業従事者
 - ・ 宗教家および宗教教師 (() 書きで〇〇寺住職等を付記してください。)
 - ・ 医師および歯科医師
 - ・ その他医療保健業
 - ・ 弁護士
 - ・ 教育者
 - ・ 農業
 - ・ 自営業
 - ・ 会社員
 - ・ 公務員
 - ・ 無職
 - ・ その他 (その他の場合は () 書きで具体的に記述してください。)

様式第2-1号

主任児童委員推薦調書

市町名

一連 番号	(ふりがな) 氏 名 生年月日	性別 年齢	住 所	職業	民生委員・児童 委員としての在 職年数	経歴大要	市町推薦会の意見		担当世帯数お よび担当地区 (町・字)
						現公職 および 役職	社会福祉に対する理解 と熱意、人柄、健康お よび地域住民の信望等	民生委員在職 中の活動実績 (再任の場合)	
1					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
2					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
3					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
4					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				
5					自 年 月 日 至 年 月 日 計 年 月 元・再・新				

(記入上の留意事項)

1. 本表は必ず5欄（5名連記）とし、委嘱日時点で記入してください。
2. 経歴大要は、現在までの公職、役職等の大要を記入し、現公職、役職は、現在就任中の公職役職を記入してください。
3. 担当世帯数および担当地区は委嘱日以降本人が担当する世帯数、担当地区（町、字）を記入してください。
4. 職業欄は、次の職業名で記入してください。
 - ・ 社会福祉事業従事者
 - ・ 宗教家および宗教教師（（ ）書きで〇〇寺住職等を付記してください。）
 - ・ 医師および歯科医師
 - ・ その他医療保健業
 - ・ 弁護士
 - ・ 教育者
 - ・ 農業
 - ・ 自営業
 - ・ 会社員
 - ・ 公務員
 - ・ 無職
 - ・ その他（その他の場合は（ ）書きで具体的に記述してください。）

様式第3号

民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）

市町名

番号	氏 名	住 所	年齢	性別	職 業	経験年数	解嘱（死亡）年月日	解嘱理由	備 考

様式第4号

主任児童委員の（ 指名 ・ 指名の解除 ※）について

市町名

番号	氏 名	住 所	年齢	性別	職 業	経験 年数	指名・指名の解 除を行う年月日	指名・指名の解除を 行う理由	備 考

※該当する方に○をしてください。

民生委員法

	(昭和23年7月29日法律第198号)				
改正	昭和24年	5月31日	法律第168号		
	同 28年	8月1日	同 第115号		
	同 28年	8月15日	同 第213号		
	同 31年	6月12日	同 第148号		
	同 35年	3月31日	同 第37号		
	同 60年	7月12日	同 第90号		
	平成 6年	6月29日	同 第49号		
	同 11年	7月16日	同 第87号		
	同 11年	12月22日	同 第160号		
	同 12年	6月7日	同 第111号		
	同 13年	11月30日	同 第135号		
	同 23年	8月30日	同 第105号		
	同 25年	6月14日	同 第44号		
	令和 4年	6月22日	同 第76号		
	同 4年	6月22日	同 第77号		

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当で

ないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第9条 削除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第 11 条及び第 12 条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第19条 削除

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第21条から第23条まで 削除

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。

四 必要な資料及び情報を集めること。

五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。

六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第 25 条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長 1 人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前 2 項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第27条 国庫は、前条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣

の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第28条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たっては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

民生委員法施行令

	(昭和23年8月10日政令第226号)
改正	昭和28年8月1日政令第145号
	同 31年8月21日同第265号
	同 35年4月18日同第103号
	同 60年7月12日同第225号
	平成 6年12月21日同第398号
	同 11年12月 8日同第393号
	同 12年 6月 7日同第334号
	同 18年 9月26日同第319号
	同 25年 6月14日政令第183号

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第8条から第10条まで 削除

第11条 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、民生委員法第29条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の27に定めるところによる。

2 地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に

において、民生委員法第 29 条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 3 に定めるところによる。

主任児童委員選任要領

	平成 13 年 11 月 30 日
	雇児発第 762 号
	社援発第 2115 号
第 1 次改正	平成 16 年 7 月 6 日
	雇児発第 0706006 号
	社援発第 0706012 号
第 2 次改正	平成 19 年 8 月 10 日
	雇児発第 0810007 号
	社援発第 0810004 号
第 3 次改正	平成 22 年 2 月 23 日
	雇児発第 00223 第 3 号
	社援発第 00223 第 6 号

都道府県知事 厚生労働省

各 指定都市市長あて 雇用均等・児童家庭局長
中核市市長 社会・援護局長

1 定数

主任児童委員の定数は、平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号社援発第 1145 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の 2 の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号社援発第 0223 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第 2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を

有する者

- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので、留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発第0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号をもって行うこととなるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県において行うこと。

（様式第1号、様式第2号 省略）